

平成 26 年 12 月 4 日
大王製紙株式会社

平成 26 年 12 月 4 日東京地方裁判所の判決
(平成 24 年(ワ)第 6547 号特許権侵害差止等請求事件) についてのお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月、日本製紙クレシア株式会社に対して、同社の保湿成分配合ティッシュ『クリネックス ティッシュ アクアヴェール』が当社所有の特許を侵害している旨の警告書を送付しましたが、交渉は平行線をたどったため、当社はやむなく第三者の判断を仰ぐこととし、平成 24 年 3 月 7 日に東京地方裁判所に、保湿成分配合ティッシュの「製造設備・製造方法に関する特許」及び「製品の静摩擦係数に関する特許」の 2 件を基に特許権侵害差止等請求を提起しました。

平成 26 年 12 月 4 日、遺憾ながら当社の主張は認められず、当社の請求を棄却するとの判決を受けました。

しかしながら、当社は、日本製紙クレシア株式会社が当社特許を侵害していることは間違いないと考えていますので、今後判決内容を精査し、知的財産高等裁判所に控訴する方針です。

以上